

犯罪心理学

有斐閣双書

犯 罪 心 理 学

平 尾 靖 編



有 斐 閣 双 書

入門・基礎知識編

ひら お やすし
平 尾 靖

1936年 京都大学文学部(心理学専攻)卒業、
法務省の矯正・保護機関を歴任後矯正
研修所長となり、1972年3月退職

現在 明治大学法学部講師
主 著 『非行からの回復』誠信書房、1964
『少年非行』誠信書房、1967
『非行少年の心理と教育』図書出版、
1971

〈編者紹介〉

有斐閣双書

犯罪心理学

定価 1100 円

昭和 47 年 9 月 15 日 初版第 1 刷発行

昭和 55 年 10 月 20 日 初版第 7 刷発行

編 者 平 尾 靖

発 行 者 え び だ あつ
江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町 2~17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1 3 1 1 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷 秀好堂印刷・製本 穂村製本

© 1972, 平尾 靖, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

1311-096815-8611

は し が き

複雑な様相を示す最近の犯罪の動向には、今後における犯罪の推移に、必ずしも楽観を許さぬもののあることがうかがわれる。

この時にあたり、犯罪心理学の研究テーマには、重要なものが数多く含まれてくる。また近年、専門の研究者はもとより、一般に教育や社会福祉などの各分野にわたって、犯罪の課題性への実証的アプローチを志す人びとは、その層を広くまた厚くしてきている。

以上の状況とここ 10 年来、犯罪心理学の概説書が公刊をみていないことから、本書を上梓することになったわけであるが、もとより、本書では、斯学に関するテーマのすべてを論究することは不可能なため、優先課題を選択することになった。また、当該課題についても詳述する紙幅がないので、その論述は簡明を旨とせざるを得なかったことを諒とされたい。

本書の内容としては、まず犯罪の心理学的研究に関する方法論をとりあげ、ついで犯罪原因を探究し、犯罪者の診断および処遇上の問題を考究し、さらに、斯学そのものの学問的位置づけの明確化をふまえ、当面する重要課題を提起するとともに、斯学将来の進展のための展望的考察を試みたものである。

総合的な犯罪対策は、あくまでも科学に基礎づけられた人道的なものでなければならず、犯罪の現実挑戦し得るものは、経験科学的な原則でしかあり得ない。

この命題を基盤として、犯罪現象の構造的過程を、客観的に把握しよ

2 はしがき

うとする斯学の研究者には、自己概念の明確化というか、いわば自己の座標の定立化が要請される。すなわち、その座標を基に犯罪行動の軌跡を追究する場合、独断や妥協があってはならないし、また不確かな人間観の存在は許されぬことになる。なぜなら、犯罪の心理学的研究は、犯罪という事実現象を通じて、人間性の解明に寄与することを目的とするからである。

とはいうものの、広範かつ深遠な研究領域を持つ犯罪心理学の構成を意図した本書には、不十分な箇所が少なからずあり、かすかすの指摘点のあることは否めない。そこで、多くの読者からのご叱正をお願いしたいが、あわせて、ここに心ひきしめる思いを禁じ得ぬまま、故寺田精一氏の名著（1918年）の序に、つぎの叙述のあることをしるしておきたい。

「元来、犯罪心理に関する問題は、極めて多方面に涉ったものであって、然も新しき科学なるだけに欧米の学界に於て公にされたこの種の著書も少なくないが、然も纏まったものは極めて稀である。のみならずこれが研究の範囲も方法も未だ一定してはいない。かくこの小著も、著者の浅薄な頭脳から組織されたもので、敢て自ら大胆に犯罪心理学と題し得なかったのである。」

おわりに、本書を刊行することができたのは、ひとえに、分担執筆をお願いした同学諸氏のご好意と有斐閣編集部の高嶋勇氏のご協力によるものである。編者として、心からなる謝意を表したい。

1972年8月

編 者

有斐閣双書 既刊と続刊

社会学

日本社会学会編集委員会編
現代社会学入門
＜第2版＞

福武直・浜島朗編
社会学
＜第2版＞

山根常男・森岡清美編
現代社会学の基本問題

浜島朗編
* 社会学史

福武直・松原治郎編
社会調査法

安田三郎著
社会調査ハンドブック
＜新版＞

武藤真介著
社会統計学

萬成博・杉政孝編
産業社会学

佐藤毅編
社会心理学

安田三郎編
現代日本の階級意識

飯岡勲・二関隆美編
教育社会学

浜島朗編
現代青年論

森岡清美編
家族社会学

青井和夫・松原治郎他編
生活構造の理論

岩井弘融編
都市社会学

中村八朗著
都市コミュニティの社会学

日本犯罪社会学会編
犯罪社会学

日高六郎・佐藤毅他編
マス・コミュニケーション入門

千葉雄次郎編
マス・コミュニケーション要論

高木教典編
* マス・メディア産業論

蒲生正男・祖父江孝男編
文化人類学

吉田禎吾・蒲生正男編
社会人類学

大橋薫編
社会病理学

大橋薫・大藪寿一編
都市病理学

大橋薫・四方寿雄他編
家族病理学

社会福祉

一番ヶ瀬康子・真田是彌編
社会福祉論
＜新版＞

吉永清・今岡健一郎他編
社会福祉概説

小松源助編
ケースワーク論

一番ヶ瀬康子編
児童福祉論

山口透編
少年保護論

平尾靖編
非行一補導と矯正教育

湯沢雅彦編
老年学入門

星野貞一郎・藤村哲他編
障害福祉入門

心理学

末永俊郎編
現代心理学入門

大山正・詫摩武俊他著
心理学
＜第2版＞

渡島文夫・安斎宏他著
心理学要論

柿崎祐一・牧野達郎編
知覚・認知
心理学(1)

金城辰夫・斎賀久敬編
学習・思考
心理学(2)

吉田正昭・祐宗省三編
動機づけ・情緒
心理学(3)

星野命・河合隼雄編
人格
心理学(4)

岡本夏木・三宅和夫編
発達
心理学(5)

辻正三・中村陽吉編
社会心理
心理学(6)

古畑和孝・小嶋秀夫編
家族心理
心理学(7)

森清善行・長山泰久編
* 産業心理
心理学(8)

秋山誠一郎・加藤雄司編
* 異常心理
心理学(9)

中西信男・鎌幹八郎編
* 自我・自己の心理
心理学(10)

大山 正・池田 央他編
心理測定・統計法

河内十郎・深田芳郎他著
* 生理心理学の基礎

沢田慶輔・小口忠彦編
教育心理学

小口忠彦・辰野千寿編
教育心理学原論

波多野諄余夫・久原恵子著
入門教育心理学

菊池章夫・斎藤耕二編
社会化の理論

北尾倫彦・杉村 健編
児童学習心理学

依田 明・永野重史著
* 入門児童心理学

深谷昌志・深谷和子著
現代子ども論

上出弘之・伊藤隆二編
知 能

津留 宏編
青年心理学

岡堂哲雄編
家族心理学

安藤瑞夫編
産業心理学

山田雄一編
組織心理学

平尾 靖編
犯罪心理学

梅津耕作編
自閉児の行動療法

梅津耕作編
* 自閉児の治療教育

水島恵一編
人間科学入門

水島恵一著
人間学

水島恵一著
人間学の実践

水島恵一著
パーソナリティ

哲 学

山崎正一・田島節夫編
現代哲学入門

沢田允茂編
哲 学

城塚 登編
西洋哲学史

城塚 登編
社会思想史入門

荒川幾男・生松敬三編
近代日本思想史

歴 史

堀米庸三編
現代歴史学入門

井上光貞編
日本史入門

西嶋定生編
東洋史入門

井上幸治編
西洋史入門

教 育

勝田守一編
現代教育学入門

中内敏夫編
教育学概論

吉田 昇・長尾十三二他編
教育原理
教育学(1)

吉田 昇・長尾十三二他編
中等教育原理
教育学(2)

吉田 昇・長尾十三二他編
近代教育思想
教育学(3)

吉田 昇・長尾十三二他編
日本教育史
教育学(4)

吉田 昇・長尾十三二他編
教育方法
教育学(5)

吉田 昇・長尾十三二他編
授業と教材研究
教育学(6)

扇谷 尚・元木 健他編
* 現代教育課程論

家 政

道 喜美代・渡辺ミチ編
家政学

金田利子著
乳幼児保育論

文 学

久松潜一著
日本文学史通説

中西 進編
上代日本文学史

木村正中編
中古日本文学史

有吉 保編
中世日本文学史

神保五弥編
近世日本文学史

三好行雄編
近代日本文学史

三好行雄・竹盛天雄編
黎明期の近代文学
近代文学(1)

三好行雄・竹盛天雄編
明治文学の展開
近代文学(2)

三好行雄・竹盛天雄編
文学的近代の成立
近代文学(3)

三好行雄・竹盛天雄編
大正文学の諸相
近代文学(4)

三好行雄・竹盛天雄編
現代文学の胎動
近代文学(5)

三好行雄・竹盛天雄編
昭和文学の実質
近代文学(6)

三好行雄・竹盛天雄編
戦後の文学
近代文学(7)

三好行雄・竹盛天雄編
近代の詩歌
近代文学(8)

三好行雄・竹盛天雄編
現代の詩歌
近代文学(9)

三好行雄・竹盛天雄編
文学研究の主題と方法
近代文学(10)

自然科学

山崎俊雄編
現代自然科学入門

小典辞シリーズ

伊藤正己・阿部照哉他編
憲法小辞典

阿部 齊・内田 満編
現代政治学小辞典

降旗武彦・岡本康雄他編
* 経営学小辞典

浜島 朗・竹内郁郎他編
社会学小辞典

大山 正・藤永 保他編
心理学小辞典

三好行雄・浅井 清編
* 近代日本文学小辞典

—以下逐次刊行—

■これ以外の既刊・続刊については、『法律・政治』および『経済・経営』に分割して、各専門分野の図書に掲載してあります。

目 次

第1章 犯罪心理学の位置づけ	1
1. 犯罪とは何か	1
犯罪(1) 犯罪指数(2) 犯罪の種類(2) 犯罪の動向(4) 少年犯罪(6) 非行少年(6) 非行少年の統計(7) 暗数(10) 法がなければ犯罪がない(10) 研究対象としての犯罪(12)	
2. 犯罪心理学の歩み	13
(1) 犯罪者の心理	13
犯罪者の実証的研究(13) 犯罪者の生物学的研究(14) 犯罪者の知能(15) 精神病質の問題(15) 情緒障害の問題(16) 神経症的犯罪者(17) 犯罪は学んだ行動である(19) 犯罪とパーソナリティ(20)	
(2) 裁判心理学の諸問題	21
グロースの犯罪心理学(21) 供述の心理(21) 被害者学(22) 犯行場面・犯行後の心理状態(22) 裁判官・弁護士のパーソナリティの研究(22) 精神鑑定の諸問題(22) 成熟の問題(23)	
(3) 犯罪者の処遇の問題	23
単一原因的処遇(23) 施設内処遇と施設外処遇(23) 犯罪者の分類(24) 予後の研究(24) 処遇方法の研究(24) 社会的療法(25)	
3. 犯罪心理学の立場	25
犯罪学(25) 犯罪学の発達におけるヨーロッパとアメリカの差異(27) 犯罪社会学(28) 犯罪学と生物学との関係(29) 犯罪精神医学(30) 犯罪教育学(31) 犯罪心理学(31)	
第2章 犯罪心理学の研究手法	33
1. 犯罪心理学における研究	33

2 目 次

経験科学として(33)	研究の意味(33)	
2. 関係分野と研究領域		35
犯罪・非行研究の限定性(35)	関係分野(35)	家庭・学校教育の場(36)
職場・地域社会の場(37)	警察・検察・裁判の場(37)	施設による矯正の場(38)
更生保護の場(39)		
3. 関係実務と研究方法		41
(1) 実務の背景となる研究について		41
統計的方法(41)		
(2) 実務を方向づける研究について		43
類型論的方法(43)	被害者学的方法(44)	非行予測(44)
(3) 実務へ移行する研究について		45
カウンセリング(45)	モデル地区活動(46)	
(4) 実務の基礎となる研究について		46
検査法(46)	双生児研究法(47)	事例研究(47)
(5) 理論的研究について		48
情動理論(48)	価値体系(49)	
4. 研究紹介		49
(1) パーソナリティについて		50
グリニックとシュナイダーの研究(50)	TATによる研究(50)	Y-Gによる研究(51)
シンナー等乱用少年の研究(51)	要約(52)	
(2) 治療について		52
海外の研究(52)	わが国の研究(53)	今後の発展(54)
(3) 地域社会と非行集団について		54
諸種の研究(54)	結合条件の研究(55)	地域社会の協力(56)
(4) 施設内行動について		57
反則の研究(58)	研究者の態度(59)	
第3章 犯罪の原因		61
1. 素質・人格の問題		61
生来性犯罪者(61)	双生児研究(62)	染色体異常(63)
体質と犯罪(63)	精神薄弱(64)	精神病質(65)
超自		

我(67) 情動障害(67) 非行少年の人格特徴(68) 脳波 測定(69) アイゼンクの見解(69) 素質・環境(69)	
--	--

2. 環境の問題	70
(1) 家庭環境	71
欠損家庭(71) 共稼ぎ家庭(73) 貧困(75) 所属階層 (76) 親子関係(77)	
(2) 非行地域	78
(3) 都市化の問題	79
都市と農村(79) 都市の遠心力(80) 流入少年(81)	
(4) 学校教育	82
(5) 交友関係	83
3. 文化、価値、社会	84
ショウとマッケイ(84) マートン(86) クリナードとレ マート(86) ベッカー(87) コーヘン(87) ショート, テニソン, ホワード(88) ミラー(88) マッツアとサイ クス(89)	
4. 犯罪性の深化	94
累犯の研究(94) 犯罪生活曲線(95) 犯行深度(96) 再犯予測(98) 累犯原因(98)	

第4章 分類鑑別と診断101

1. 理論的吟味	102
法則定立的分析と個性記述的分析(102) 現象型と発生型(104) 異常性なのか病気なのか(105) 量的変化と質的变化(107) 過性の変化か持続性の変化か(108) 客観性と主観性(109)	
2. 鑑別診断の方法	112
観察法(113) 実験(113) 計測(115)	
3. 心理テスト	116
(1) 心理テストの目標	116
(2) 心理テストの手続き	118
(3) 心理テストの種類	119

4 目 次

a. 知能検査	119
ビネー法(119) ウェックスラー法(120) 集団知能検査(121)	
b. 性格検査	121
自己報告法(122) 評定法(123) 作業検査法(123) 投射法(125)	
c. 適性検査	129
d. 態度検査	131
e. その他の検査	133
f. テスト・バッテリーの問題	134
4. 面接と調査	135
5. 犯罪者の類型	137
6. 犯罪者の理解	139

第5章 犯罪者の処遇

1. 基本的問題	141
(1) 応報と教育	141
(2) 犯罪者の態度	142
閉鎖性(142) 外部形成的かまえ(143) 問題意識の欠如(143)	
(3) 価値基準の問題	144
(4) 役割の二重性	145
(5) 犯罪の複雑性	146
(6) 処遇機関と組織	147
(7) 処遇の基本的態度	148
2. 処遇の技術	149
(1) 消極的方法	150
隔離(150) 監督(151) 安静(152) 罰(152)	
(2) 積極的方法①——直接的方法	153
a. 医学的処置	153
b. 心理療法	154
一般的治療過程(155) 個人法と集団法(158) カウンセリング(159) 遊戯療法(160) 精神分析の方法(160) 心理劇(161) 芸術療法(161) 内観法(162)	
c. 催眠、自律訓練	162

d. 行動療法	163
e. 一般的な教育・訓練	163
(3) 積極的方法②——間接的方法	164
a. ケース・ワーク	165
b. グループ・ワーク	165
3. 施設における処遇	167
(1) 拘禁の場と治療社会化	167
(2) 施設化	168
(3) 職員の葛藤	168
(4) 集団療法と治療社会化	169
(5) 施設の現状	169
a. 教護院	169
b. 少年鑑別所	170
c. 少年院	170
教科教育(171) 職業補導(171) 生活指導(171)	
d. 刑務所	172
分類処遇(172) 累進処遇(172) 刑務作業(173) 教育活動(173)	
4. 社会における処遇	174
(1) 国家機関	174
家庭裁判所(174) 少年鑑別所(175) 保護観察所(175)	
(2) 地方自治体の機関	176
少年警察(176) 児童相談所(176) その他の機関(176)	
(3) 任意機関	176
第6章 犯罪心理学の課題と展望	179
1. 注目される犯罪現象	179
(1) 少年非行	179
概況(179) 触法少年(180) 虞犯少年(180) シンナー等の乱用(181) 公安事件(181) 人格検査(182) 自動車との関連非行(182) 非行少年の心理(184) アメリカの状況(184)	
(2) 交通犯罪	185
概況(185) 交通犯罪者の資質(186) 対策研究(187)	

6 目 次

(3) 麻薬犯罪	188
概況(188) アメリカの状況(188)	
(4) ホワイト・カラー犯罪	189
(5) 都市型犯罪	190
2. 犯罪者処遇の課題	190
(1) 処遇原則	190
(2) 処遇形態	191
(3) 処遇評価	193
(4) 診断基準	193
準正常(193) 精神病質(194)	
(5) 問題収容者	194
常習累犯者(194) 精神障害者(194) 派閥関係収容者(194)	
(6) 苦情処理	195
現状(195) 対策(195)	
3. 今後の研究方法	196
(1) 研究目標	196
(2) 理論の体系化	197
(3) 総合的理論	197
(4) 協働体制	198
(5) 処分論	199
(6) 判決前調査	199
(7) 意志の研究	201
良心(201) 意志能力その他(202)	

第1章 犯罪心理学の位置づけ

1. 犯罪とは何か

犯 罪 犯罪とは有責違法の行為であると定義され、社会的に非難されるべき心理状態のもとで、法律上許されない行為をすることである。

1971（昭和46）年版の犯罪白書によると、70年中の刑法犯の発生件数は193万2,401件であり、検挙された人員は107万3,470人である。

犯罪を犯したものが検挙されると、検察庁に送られ検察官の捜査を受ける。その結果、犯罪の嫌疑があると認められた場合には、法律上、刑を免除すべきものとされているものを除いて、起訴するか起訴猶予処分にするかいずれかの終局処分が行なわれる。1970年の検察庁の処理人員に対する起訴の割合は65.6%である。

この刑法犯の約1倍半位の特別法犯が毎年検察庁に受理されるが、1970年におけるその割合は、刑法犯40.5%に対し、道路交通法違反を除く特別法犯は5.3%、道路交通法違反は54.2%である。これらのものの起訴率は57.5%および93.0%である。

これら起訴されたものは、裁判所において裁判が行なわれ刑罰が科せられるが、1970年の確定裁判を受けた人員は166万5,308人で、そのうち95.5%は罰金であり、懲役とか禁錮といった自由刑は3.9%で、

2 第1章 犯罪心理学の位置づけ

実人員は6万5,809人である。なお、この全部が拘禁施設に収容されるわけではなく、実際に刑務所に入れられるものはこの4割位で、他は一定期間刑の執行が猶予される。

刑罰には、自由刑、罰金のほか、死刑、拘留、科料などがあるが、犯罪とは、法により刑罰の定められている行為であるともいえる。

犯罪指数 ある地域の犯罪の多い少ないを比較するために、犯罪指数 (Kriminalziffer) が用いられることがある。これは、10万人の刑事有責年齢 (わが国においては、14歳以上が刑事上の責任を負わされるとされている) に対する年間に有罪の判決を受けた人員の割合を示すものである。1969年のそれは717である。ドイツ連邦共和国 (ベルリンとザール地方を除く) における62年のそれは1,328であり、1900~40年のドイツのそれは1,200であるが、異なった風習や法制度の国の間の比較はそのまますぐには役立たない。

近頃は、日本では、人口1,000人に対する年間の犯罪発生、検挙数などの割合を人口比という指数で示しているが、1969年の検挙人員、起訴人員および一審有罪人員の人口比は、おのおの12.5、7.6、7.2となり、検挙されたものの約57%が刑罰を受けることになるという計算になっている。

犯罪の種類 たとえば殺人罪や窃盗罪のように、それ自体において道徳的に悪いとされる行為を内容とする犯罪を刑事犯または自然犯というのに対して、倫理的要素が弱く、行政的取締目的のために刑罰手段を借用するもの、たとえば一定の鳥類の保護とか交通の整理というような目的のため、この目的に違反する行為を内容とするものを行政犯または法定犯という区別をすることができる。

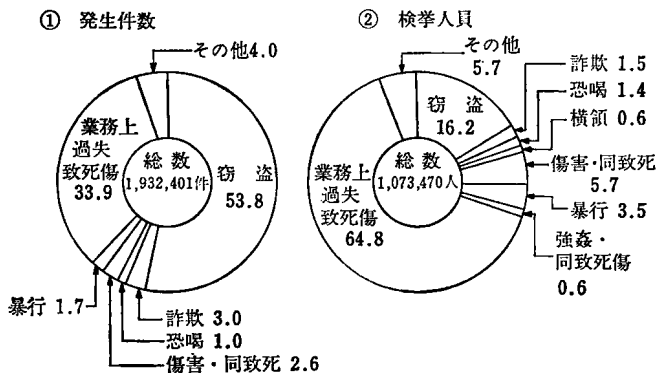
現行の刑法は、1908 (明治41) 年から実施され、基本的な刑法典であ

るが、刑法典には、犯罪の種類として国家的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、個人的法益に対する罪に大別して、順次多くの犯罪を規定している。

国家的法益に対する罪は、①国家の存立に対する罪、②国家の権力、機能などに対する罪（たとえば、公務執行妨害、贈収賄、職権濫用、偽証、逃走など）である。社会的法益に対する罪は、①騒擾の罪、②公共危険、公共の信用に対する罪（たとえば、放火、失火、通貨偽造、文書偽造など）、③社会的道徳に対する罪（たとえば、わいせつ、強姦、賭博など）である。また個人的法益に対する罪は、①生命、身体に対する罪（たとえば、殺人、傷害、暴行、墮胎など）、②自由、名誉、信用に対する罪（たとえば、住居侵入、脅迫、誘拐、信書開披、名誉毀損など）、③財産に対する罪（たとえば、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領など）である。

警察庁の犯罪統計は、凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）、粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗、知能犯（詐欺、横領、偽造）、風俗犯（賭博、わ

1・1 図 主要罪名別刑法犯発生件数・検挙人員の百分比（1970年）



（注）警察庁の統計による。